

職場における熱中症予防対策の徹底について（緊急要請）

茨城労働局では、STOP!熱中症クールワークキャンペーン（以下「クールワークキャンペーン」という。）を実施し、熱中症による労働災害防止のための取組を推進しているところです。

しかしながら、今般、茨城県内の建設現場において20歳代の作業員が、ガソリンスタンドでは50歳代の作業員が、それぞれ熱中症の疑いにより死亡する労働災害が発生しました。

また、本年の熱中症を起因とする休業4日以上災害発生件数は、7月末日（速報値）において11件発生し、前年同期比4件の増加となっている状況にあります。

熱中症への対策は、暑さがピークを迎える今が正念場です。

それぞれの事業場において、労働者に熱中症が疑われる異変を感じた場合には、速やかに病院へ運ぶ対応を行っていただくとともに、労使が一体となって、職場における熱中症の予防について取り組むことが最も重要です。

事業場の皆様におかれましては、クールワークキャンペーンにおいてお願いしている熱中症予防のための取組を徹底していただくとともに、下記の取組に特に重点を置いていただくよう、別添関係資料を添え要請いたします。

記

（緊急時の対応）

- 1 少しでも労働者に熱中症が疑われる異変を感じた場合には、いったん作業を中止・中断させ、速やかに病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶこと。その場合、病院へ運ぶまでは、決して一人きりにしないこと。

（予防のための取組）

- 1 各労働者の毎日の健康状態及び暑さへの順化状況の確認
- 2 自覚症状の有無にかかわらず、定期的な水分および塩分の摂取
- 3 熱中症警戒アラート発表の有無の確認とアラートを考慮した行動
- 4 WBGT 指数計による作業現場の WBGT 値の計測と、WBGT 基準値に応じた効果的な予防策の実施
- 5 労働者に対する熱中症予防のための教育

令和4年8月18日
茨城労働局労働基準部健康安全課長